

埼玉県浦和競馬組合業務委託一般競争入札公告

浦和競馬場電気設備等保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年3月9日

埼玉県浦和競馬組合
管理者 大野 元裕

1 入札対象業務

(1) 業務名

浦和競馬場電気設備等保守点検業務委託

(2) 履行場所

さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 業務概要

浦和競馬場の電気設備、放送設備、電話設備、空調設備、消防設備の保守点検及び運転操作業務。

- ・本場開催及び場外発売時の保守点検及び運転操作
- ・消防法に基づく消防用設備等点検
- ・建築基準法に基づく防火設備定期点検

(6) 業種名

建築物管理「運転業務」

(7) その他

本業務の予算について埼玉県浦和競馬組合議会の承認が得られた場合に限り落札者と契約を締結する。上記の予算承認が得られなかった場合、遡ってこの入札公告は無かったものとする。

2 入札

(1) 落札決定に当たっては、様式第1号「入札書」に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 競争入札参加者は、入札公告、仕様書、その他の資料を熟知のうえ入札しなければならない。

(3) 入札後において、入札公告、仕様書（質問に対する回答を含む）及び現場等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 競争入札参加者は、封印した入札書を入札日時に入札箱に投函しなければならない。この場合、封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「（業務名）の入札書在中」と記載する。また、郵便、電話、ファクシミリ等による入札は認めない。

(5) 競争入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札に参加できる者の形態は単体企業とする。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 埼玉県浦和競馬組合の財務規則第76条の規定により組合の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定がなされ、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 下表に掲げる項目に該当する者。

建設業の許可	電気工事業			
	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。			
建設工事等競争入札参加資格者名簿への登載	令和3・4年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という。）に、上記「建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、上記（4）に該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。			
建設工事の格付	業種	電気工事業	格付	A級
施工実績	1回の契約金額（特定建設工事共同企業体による契約にあつては、出資比率に基づく相当額とする。）が、5百万円以上の建築物の総合電気設備工事又は電気設備工事			
	契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（地方公共団体出資法人を含む。）との請負契約により、上に示す工事を元請として完成させた実績を有すること。 なお、上記の施工実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」以外の営業所等の実績も認める。 なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。			
所在地区分	さいたま・朝霞県土整備事務所管内または川越市・富士見市・ふじみ野市			
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。			
物品等競争入札参加資格者名簿への登載	令和3・4年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿の建築物管理・運転業務（受変電・非常電源・負荷・電気保安管理）に登録されていること。 ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。			

建築物管理の格付	業種	建築物管理	格付	A級
	区分	大企業、中小企業		
業務実績	電気施設管理業務			
	契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（地方公共団体出資法人を含む。）との業務委託契約により、年間を通じた電気施設管理業務を、埼玉県内において履行した実績を有すること。 なお、上記の業務実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」以外の営業所等の実績も認める。			
配置予定の技術者	資格	業務責任者は電気工事士の資格を有すること。		
	経験	電気設備の運転・点検整備業務について、実務経験5年以上の者。		

4 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、下記(1)の提出先に、下記(2)の提出書類を整えて簡易書留等の配達記録される方式により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。（持参は不可とする）提出期限は下記(3)のとおりとする。

また、提出先の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。入札参加資格の確認結果は下記(4)のとおり通知する。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 入札参加資格確認申請書類提出先

〒336-0016

埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当

(2) 提出書類

ア 様式第2号「一般競争入札参加資格確認申請書」

イ 様式第3号「一般競争入札参加資格等確認資料」

ウ その他、「資格審査に係る確認資料の提出」の「添付資料目次」を参照すること。

(3) 提出期限

令和4年3月17日（木）午後5時までとする。

(4) 確認結果

令和4年3月22日（火）午後4時までに電子メールにより入札参加資格等審査結果を通知する。

5 業務説明会

開催しない

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおり電子メールにより様式第5号「質疑書」を提出し、電話で着信確認すること。質疑書の質疑内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。なお、資格者名簿に登載されていない者から提出された質疑書は受理しない。

ア 受付期間

令和4年3月16日（水）午後4時まで

イ 提出先

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当

電子メール shisetsu@urawa-keiba.or.jp

(2) 質問に対する回答は、令和4年3月18日（金）午後4時00分までに埼玉県浦和競馬組合ホームページに質疑回答書を掲載する。

- (3) 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、埼玉県浦和競馬組合ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも質疑回答書を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

7 最低制限価格
設定する

8 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札公告及び仕様書の交付場所に関する問い合わせ先
〒336-0016 埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号
埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当
電話 048-881-1784
- (2) 入札公告及び入札説明書類の交付方法
埼玉県浦和競馬組合ホームページにおいて交付する。
- (3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

さいたま市南区大谷場一丁目8番42号 埼玉県浦和競馬組合事務所 2階大会議室

イ 日時

令和4年3月25日（金）午前10時00分

ウ 開札

入札終了後

10 代理人に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書に代理人の氏名及び当該代理人の印を押さなければならない。また、入札書の提出の際に様式第7号「入札委任状」を提出しなければならない。

11 契約書（案）

埼玉県浦和競馬組合委託契約書（案）のとおり

12 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 埼玉県浦和競馬組合の財務規則第78条第2項第3号に掲げる履行実績による入札保証金の免除を希望する場合は、令和元年4月1日以後に国又は地方公共団体との同種同規模の契約を完了したことが分かる資料（2契約分）を電子メールで送付するとともに電話で着信確認すること。

ア 提出期限

令和4年3月16日（水）午後4時まで

(3) 入札保証金の納付方法

納入通知書により納付すること。

ア 納入通知書の発行依頼

納入通知書の発行を電子メールで依頼し、電話で着信確認すること。

イ 納入通知書の発行依頼期限

令和4年3月17日（木）午後4時まで

ウ 納付期限

令和4年3月23日（水）

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納入通知書兼領収書の写しを電子メールで提出し、電話で着信確認すること。

オ 納入通知書兼領収書の写しの提出期限

令和4年3月23日（水）午後4時まで

- (4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の保証を担保として提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、保証金額と同額とする。

ア 対象となる保証

銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出期限

令和4年3月23日（水）午後4時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県浦和競馬組合を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を上記(3)オに示す期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を上記(3)オに示す期限までに提出した者

- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和4年4月1日（金）までの期間を含むこと。

- (7) 提出先

〒336-0016 埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当

電話 048-881-1784

電子メール shisetsu@urawa-keiba.or.jp

13 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。

- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証

- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県浦和競馬組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県浦和競馬組合を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

ウ 国又は地方公共団体と同種同規模の契約を当該年度の前々年度の4月1日以降に2回以上すべて誠実に履行した者で、落札者となったときに履行を証明するものの写しを提出し、契約保証金の納付の免除が認められた者

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、受注者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

14 支払条件

委託金額は、委託業務の履行確認の後、月別支払内訳書に基づく請求により支払うものとする。

15 その他

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格のない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。

(2) 入札の辞退

様式第8号「入札辞退届」を提出すること

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

エ 談合その他不正行為があったと認められる入札

オ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

カ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

キ 次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 入札者の押印がないもの

(イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

(ウ) 押印された印影が明らかでないもの

(エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

(オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(ク) その他公告に示す事項に反した者がした入札

(4) 落札者の決定方法

ア 予定価格の100/110の価格の制限の範囲内で、最低制限価格の100/110以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

ウ 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。再度入札は3回までとする。

エ 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び最低制限価格の100/110未満の価格の入札をした者は再度入札に参加することができない。

(5) その他

ア 埼玉県浦和競馬組合の財務規則及び埼玉県浦和競馬組合建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、入札に参加すること。

イ 埼玉県浦和競馬組合委託契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。

ウ [新型コロナウイルス感染症に係る入札執行の対応について]

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、入札執行の場では3つの“密”が重ならないような工夫と、手洗い消毒を呼びかけ、新型コロナウイルスの感染予防の励行を実施する。

入札執行場所においてはマスクの着用を必須とし、下記(1)または(2)の症状のある者の入場を断る場合がある。

(1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

(2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

エ 落札者は、確認資料に記載した配置予定者を当該業務の現場に配置すること。

16 問い合わせ

(1) 問い合わせ先

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当

(2) 電話番号及びFAX番号

TEL 048-881-1784

FAX 048-882-0067